

「森林の仕事ガイダンス2017」に参加

「森林の仕事ガイダンス」は新たな林業の担い手の確保と育成を目的に開催されるもので、平成29年1月28日(土)大阪、2月4日(土)東京、2月11日(土)名古屋において開催され、当センター職員と県森林組合連合会の職員が参加し、香川県での林業の仕事や就労について多くの相談を受けた。

大阪会場は、天満橋の大阪OMMビルで開催され、会場全体で593名の相談者が訪れ、香川県ブースにも10名の相談者があった。東京会場は有楽町の東京国際フォーラムで開催され、会場全体で1,108名の相談者が訪れ、香川県ブースには13名の相談者があった。

名古屋会場は、名古屋国際センターで開催され、会場全体で236名の相談者が訪れ、香川県ブースには5名の相談者があった。一時は高齢化率の上昇が問題となっていた林業界だが、ここ数年は緑の雇用事業などの成果や環境保護機運の高まりとともに若年層の就業率も増加しており、どの会場にも林業に関心を持つ方々で埋まり、森林の仕事に対する人々のパワーがみなぎる一日となった。



5/18～19 林業就業支援事業研修会(東京)

平成29年度「林業就業支援事業研修会」が5月18日(木)～19日(金)東京都(コープビル)において開催され、18日(木)には「支援講習部門」に出席し、平成28年度の林業就業支援講習の実施結果等について、新潟県・岩手県・北海道・全森連の事例発表や平成29年度の留意点について説明を受け、各都道府県の担当者から報告並びに意見交換を行った。翌19日(金)は「雇用管理部門」に出席して、群馬県・長野県他7県から平成28年度の事例発表や今後の事業運用等について意見交換を行った。両会議とも厚生労働省 職業安定局雇用開発部 農山村雇用対策室 中原室長を迎え、全国森林組合連合会大屋部長が今後の事業運営の協力依頼等挨拶を行った。



「緑の雇用」現場技能者育成推進事業

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業は、人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するもので、今年度県内3事業者から、新規就業者対策として、FW1年目研修に5名、FW2年目研修に4名、FW3年目研修に2名が参加し、現在研修中である。当センターは集合研修業務及び監督・検査業務を担当している。



林業就業支援講習

林業就業支援講習は、厚生労働省委託事業として全国森林組合連合会(林業労働力確保支援全国センター)が各都道府県にて実施するものです。林業への就職を希望する原則45歳未満の方を対象に、基本知識、林業体験、職場見学を行うとともに、個別の就職・生活相談を実施することで、林業に就職するために必要な知識や資格を身につけ、林業への円滑な就職を支援します。香川県ではH29.9/4(月)～9/22(金)の期間で14日間の講習を開催します。

林 認定事業体一覧

事業体名	所在地	電話番号	認定年月日
香川県森林組合連合会	高松市中野町23-2	087-861-4352	平成23年11月30日
仲南町森林組合	仲多度郡まんのう町大口274	0877-77-2008	平成24年 3月12日
香川東部森林組合	さぬき市寒川町石田東甲1708-2	0879-43-0588	平成24年 3月12日
香川西部森林組合	仲多度郡まんのう町炭所西670	0877-79-3120	平成24年 3月30日

認定事業体とは...

- 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、5ヵ年間の「改善措置計画」を作成し、香川県知事の認定を受けた事業体をいいます。
- 認定を受けるための「改善措置計画」とは、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置をいいます。
- 事業体とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者で、森林組合、造林業、育林業、素材生産業を営む者と、その者の組織する団体等をいいます。

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

- **地域別最低賃金** 香川県内の事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	742円	平成28年10月1日

- **特定最低賃金** 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者（この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業最低賃金	752円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成28年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	869円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成28年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	881円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成29年1月14日
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	822円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	平成28年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。
○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精進手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

● 香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

● 労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137